

氏名（生年月日）	タ　ムラ　ユウ　ヤ 田　村　侑　也　(1994年1月31日)
学位の種類	博士（法学）
学位記番号	法博甲第155号
学位授与の日付	2024年3月14日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第1項
学位論文題目	国際投資仲裁判断の執行問題
論文審査委員	主査 榎崎 みどり 副査 梶田 幸雄・佐藤 文彦

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1. 本論文の概要

本論文は、投資家と国家との間の紛争解決（Investor-State Dispute Settlement: ISDS）制度のうち、ICSID（International Centre for Settlement of Investment Disputes）（国際投資紛争解決センター）が下した仲裁判断を、紛争当事国たる投資受入国とは別の国、すなわち第三国を執行地として、その地で執行を求める際の問題を扱っている。1965年の「国家と他の国家の国民との間の投資紛争解決に関する条約」（ICSID条約）は、ICSID仲裁廷による仲裁判断を、執行地の公序（ordre public）等による執行拒絶事由を認めないとする意味で自動的に承認・執行することを加盟国に義務付けており、非ICSIDの仲裁と比較して、仲裁判断の執行手続における異議申立ての選択肢が大幅に狭まるのが、特徴とされている。

しかし昨今では、実際にICSID仲裁判断の承認・執行が紛争当事国以外のICSID加盟国において求められた場合に、紛争当事国たる受入国が、国家主権免除を理由に、執行地の裁判所の裁判権に服さない旨を主張したり、また欧州では、EU法の定める構成国の義務と整合しない恐れがあることを理由に、執行地の構成国の裁判所がICSID仲裁判断の執行手続を停止する例がみられる。本論文は、このように諸外国において顕在化してきているICSIDの自動的執行義務の限界がどこからきていているかを解明するために、ICSID条約の起草時の議論をふまえて、同条約加盟国の国内法との関係、さらには昨今増大している投資協定に基づく仲裁（「投資協定仲裁」）の準拠法をどのように決定しつつ送致するかという問題について、諸外国の裁判例により提示された論点を検証している。また昨今のISDS制度の改革の議論をふまえて、他の国際義務との調整を可能にするための規定の導入を提案している。

論文の内容としては、下記のような構成がとられている。

はじめに

- 第1章 ICSID 仲裁判断の承認・執行制度概観
- 第2章 ICSID 仲裁の準拠法
- 第3章 ICSID 仲裁判断の承認・執行と主権免除
- 第4章 ICSID 仲裁判断の承認・執行と EU 法
- 第5章 米国・英国・豪州の承認・執行手続に関する比較法的検討
- 第6章 日本における ICSID 仲裁判断の承認・執行
- 終章

2. 本論文の内容の解説

以下、章ごとの内容について記す。

第1章では、ICSID 条約第 53 条、同第 54 条、同第 55 条の条文についての解説とともに、同条約の起草作業における執行義務ルールについての議論が紹介され、その議論をふまえて同条約上の「enforcement」「execution」の解釈について見解が述べられている。

第2章では、投資協定仲裁の準拠法について、Heiskanen の学説を紹介し、仲裁手続の段階・局面ごとに準拠法を分かち、かつ仲裁合意の当事者ごとに準拠法を分けて選定する分断的手法について論評されている。

第3章では、米国の Mobil Cerro Negro 事件の連邦控訴裁判所判決などを取り上げて、ICSID 仲裁判断の執行において、米国の「外国主権免除法 (Foreign Sovereign Immunities Act: FSIA)」の定める事物管轄および対人管轄の基礎となる送達要件のほかに、裁判地に関する規定に従った執行訴訟を提起することが必要かにつき分析している。

米国では、同判決以前は、投資受入国を敗れた当事者とする ICSID 仲裁判断の執行手続については、投資家による一方的申立てのみによって直ちに執行を認める *ex parte* アプローチと、上述の FSIA の規定に従った執行訴訟の提起を求める FSIA アプローチという 2 つの異なるアプローチが、執行にあたる連邦地方裁判所の間で並存していた。同判決は、下級審が行っていた *ex parte* アプローチによる仲裁判断の執行を明確に否定し、FSIA アプローチによる執行手続に統一した。本章では、外交上の配慮を行う必要性などから、執行地の国内法としての外国主権免除法を経由した FSIA アプローチの可能性と長所が検討されている。

さらに本章の後半では、豪州での ICSID 仲裁判断の執行においてスペインの国家主権免除が問題となった Infrastructure Services 事件の連邦裁判所判決を取り上げている。米国と同様に、豪州も ICSID 条約の国内実施法を有しているが、ほとんどこれまで使われてこなかった。そのため ICSID 仲裁判断の承認・執行にあたり、最初に判決として登録すべきか、裁決債務者たる外国国家に了知の機会を与えなくてよいかという点に関し、裁判官の見解の相違が生じ、ICSID 条約第 54 条のいう

「enforcement」を広くとらえるか、同条第3項のいう「execution」とは別かにつき、豪州連邦裁判所の第一審と控訴審とで異なる判断が下された。

第4章では、ICSID仲裁判断の執行を求められた国内裁判所が、ICSID条約の定める執行義務とEU法の定める義務のいずれを優先すべきかについて、判断を迫られた事例として、Micula事件を取り上げている。

2007年1月1日のEU加盟を目前としていたルーマニアは、外国人投資家に付与していた同国の税制優遇措置を、EU法の国家補助制度に反するという理由で、加盟に先立ち2005年に廃止した。同2005年、スウェーデンのMicula兄弟が経営する投資会社（仲裁申立人、以下「Micula側」）が、投資の際に拠り所としていた税制優遇措置をルーマニアが早期に撤回したことは、スウェーデンとルーマニアの間の二国間投資協定（BIT）に反すると主張し、ルーマニアを相手にICSID仲裁に申し立てた。2013年12月、ICSID仲裁廷は、ルーマニアが投資協定（BIT）の公正衡平待遇義務に反したと認定し、ルーマニアに対し、Micula側へ約1億7800万ユーロの賠償金を支払うよう命じた。

本件仲裁手続にアミカス・キュリエとして参加していたEUの欧州委員会は、2014年1月31日、ルーマニアに対し、ICSID仲裁廷の命じた賠償金の支払いは新たな国家補助の付与とみなされる可能性があるとし、仲裁判断の履行ないし執行を一時停止するようにルーマニアに通知し、2015年に、本件仲裁判断の履行ないし執行はEU法に反する国家補助にあたるとの決定を下した。同年、ルーマニアは、欧州委員会決定の取消しを求めてEU一般裁判所（General Court）に訴えを提起した。これ以降、EUの欧州委員会、ルーマニア、ICSID仲裁申立人（Micula側）の三つ巴の争いが繰り広げられることになる。

この間に、Micula側は、英国、米国、フランス、ベルギー、ルクセンブルク、スウェーデンなどの諸国において、本件ICSID仲裁判断の執行を求めてきた。とくに英国では、2014年に本件仲裁判断を判決として登録することに成功したが、その後、英国の高等法院は、EU一般裁判所の判断が下されるまで執行を一時停止することを認めた。2018年、英國控訴院は、高等法院の執行停止を支持し、ルーマニアに費用担保の支払を命じた。ルーマニアは費用担保命令を不服とし、Micula側は執行停止命令を不服として英国最高裁に上訴した。2020年2月、英國最高裁は、執行停止を解除し、ICSID仲裁判断を英国で執行できることを認めた。

本章では、とくに、2020年の英國最高裁判決、そして、2020年の米国コロンビア地区（DC）巡回区連邦控訴裁判所判決を取り上げている。

2020年の英國最高裁判決は、ICSID条約に基づく裁定を執行する英國の国際的な義務は、英國がEU加盟前に第三国に対して負っていた義務であり、そのためEU運営条約（TFEU）第351条により、EU法の誠実協力義務の影響を受けないと判断した。すなわち、英國のICSID条約実施法（「1966年法」）は、ICSID条約の文脈で解釈されなければならず、ICSID条約は、締約国の国内裁判所が、承認されたICSID仲裁判断を再審理したり、公序を理由に仲裁判断の執行を拒絶することを認めていない。ICSID条約第54条に基づく英國の執行義務は、英國がEU加盟前に負っていた国際条約上の

義務であり、EU 運営条約第 351 条に従い EU 法の規定により影響されることはない。それゆえ英國裁判所の執行停止は国際法上違法な措置であり、国内法上も不当かつ違法であると判示した。

他方、2020 年米国コロンビア地区巡回区連邦控訴裁は、2019 年の同巡回区連邦地裁の判断を維持し、ルーマニアは Micula 事件 ICSID 仲裁の開始（2005 年）以前には EU に加盟していなかったため、オランダとスロバキアの間の二国間投資協定（BIT）の紛争解決条項（仲裁条項）が EU 法に適合しないと判断した EU 司法裁判所の Achmea 事件判決（C-284/16）は本件には適用されないとして、米国での執行を可とする判決を下した。

これらの判決が取り上げた争点のうち、とくに仲裁判断の自動的な承認・執行を義務付けている ICSID 条約と、誠実遵守義務などを定める EU 法との衝突可能性について、執行地の国内裁判所が回避ないし処理し得るための法解釈が検討されている。

第 5 章では、米国・英国・豪州の外国判決、仲裁判断の承認・執行手続についての比較が行われている。外国の裁判所によって下された判決や国際的な仲裁廷による仲裁判断は、自国の国内で判決としての効力を承認され、かつ執行されるために、通例、国内法上の法定の要件を充足することを要する。国内法上の要件を満たさなければ、外国裁判所による判決や国際法廷による仲裁判断は、国内的効力を付与されず、執行されることができない。投資家と受入国との間の投資仲裁は、外国での訴訟でもなければ、商事仲裁でもないため、国内でのその仲裁判断の承認・執行に際しては、国内法の規定がどこまで適用できるかがまず問題となる。

米国・英国・豪州は、いずれも、ICSID 条約の国内実施法を制定している。そのため ICSID 仲裁判断の承認・執行においては、それぞれの実施法に基づく手続に従うことになるが、とくに米国では ICSID 仲裁判断の承認・執行を求める場合には訴訟の提起を要するとされるのが、英国や豪州とは異なる点とされている。

第 6 章では、日本の ICSID 仲裁判断の承認・執行の手続が整理・検討されている。日本は、ICSID 条約の加盟国であるにもかかわらず、同条約の国内実施法を持っていない。そのため日本における ICSID 仲裁判断の承認・執行の手続としては、ICSID 条約第 54 条 1 項の定める承認・執行義務に従い、日本国内での執行判決・執行決定（民事執行法 24 条、仲裁法 45 条）は必要とせずに、国内の確定判決と同一の効力を有する（民事執行法 22 条）として、そのまま国内的効力を備えた債務名義（民事執行法 23 条）になるとして強制執行へ進める道筋も考えられる。ICSID 仲裁判断の執行については、執行地の公序違反等の理由による執行拒絶は認められないため、「外国仲裁判断の承認・執行に関する条約」（ニューヨーク条約）の適用対象にはならず、仲裁判断の取消申立事由を定めている仲裁法も適用されないという解釈が現在の主流である。本章の考察では、このような解釈の妥当性やその限界について検討し、外国判決の承認・執行の手続（民事訴訟法 118 条）や、外国商事仲裁判断の承認・執行の手続とも比較し、検討の結果、ICSID 仲裁判断を外国判決とみなして承認・執行することはできないが、仲裁判断の執行を認めた外国判決を日本で承認・執行することは

あり得るとし、また、ICSID の特別委員会において取り消された仲裁判断については、執行地の公序に反することを理由に執行拒絶できると述べている。

終章では、国家と投資家との間の投資仲裁制度の改革のための議論が取り上げられ、ICSID 条約の今後の改善点が検討されている。

本章の分析によれば、ICSID 条約には「内在的」および「外在的」問題があり、一方で、「内在的」には、ICSID 条約第 55 条の国家主権免除が、同第 54 条 3 項の執行地手続法に含まれるかが定かではない問題があり、ICSID 条約第 54 条 3 項により執行手続の準拠法として送致される国内法の規定がどの範囲までかについて解釈が一致していないことが原因と分析されている。また他方で、「外在的」問題としては、ICSID 条約では他の条約との抵触の可能性について前提とされておらず、したがって解決策としていずれが優先するかなどの指針も示されていないことが指摘され、他の条約との調和について ICSID 条約自身が何も規定を置いていないのが原因と分析されている。

ICSID 条約の改正作業では、第 53 条、第 54 条、第 55 条は維持される見込みのため、これらの点は今後も変更なしとされることが予想される。そのため本章では、試案として、ICSID 条約に他の国際義務との調整を可能にするための規定を導入することが提案されている。

3. 本論文の全体的な評価

本論文は、現時点までの諸外国の裁判例および法制度を丹念に検証しており、また、日本における ICSID 仲裁判断の承認・執行についての国内法の解釈の道筋を明らかにしている。本論文が目的としている、ICSID 仲裁判断の執行義務の履行確保が現実には困難に突き当たっている原因の分析についても、一方で、ICSID 第 54 条 3 項のいう手続準拠法の送致範囲が明白ではなく、外国国家の主権免除に関する国内法が含まれるのか、執行地の国内裁判所によって解釈が分かれること、また、他方で、執行地が EU 構成国にある場合は、裁判所は ICSID の執行義務と EU 法の義務とのいずれを優先すべきかの問題に直面し、執行に困難が生じることが挙げられている。このうち後者については、ICSID 条約に、他の国際条約との調和に関する規定を採用することが、改善策として提案されている。これらから博士論文に求められる新規性も備えているといえよう。

とはいえた課題も残されており、本論文では、条約のみならず国内法の解釈による改善策も検討されており、ICSID のアドホック特別委員会が取り消した等の理由で、執行地の公序違反として仲裁判断の承認・執行が拒絶される可能性を肯定しているものの、それ以上の解釈の可能性についてはむしろ消極的な姿勢である。また、本論文の第 4 章で扱われている ICSID 仲裁判断の執行義務と EU 法の義務との両立可能性については、現在、一層困難な局面を迎えており、2022 年 1 月 25 日の欧州司法裁判所の大法廷 (Grand Chamber) 判決 (C-638/19 P)、さらに同 2022 年 9 月 21 日の欧州司法裁判所の先決裁定 (C-333/19) により、現在の EU 法の解釈では、EU 構成国により締結された投資協定に基づく仲裁判断を当該国の国内裁判所において執行することは不可能であるとされている。

これらの欧州司法裁判所の判決については、本論文の第4章の末尾で取り上げられているが、本論文の終章で提案されているように ICSID条約に他の国際条約との調和に関する規定を取り入れることでは、むしろ ICSID条約起草時に予定されていた自動的な承認・執行という法的実効性を失いかねず、ICSID仲裁制度自体の将来的な求心力を乏しくする可能性があろう。EUでは、EUの司法救済制度を優先させ、EU独自の投資仲裁システムを創設させようとしているが、このような新しい投資仲裁制度を創設する取組みについても、ICSIDの現行の執行義務との抵触について、どこまで改善できるか、疑問が残る。

以上のような問題が指摘できるものの、本論文は、ICSID仲裁判断の執行義務について体系的、比較法的にまとめられた日本では初の本格的な論文といえるものであり、審査委員の全員一致により、博士学位申請論文として十分な水準に達していると評価するものである。